

小規模企業共済法の一部を改正する法律 新旧対照条文
 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のい ずれかに該当する者をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前二号に掲げる個人の営む事業の経営に携わる個人（前二 号に掲げる個人を除く。）</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合、 協業組合及び主として第一号若しくは第二号に掲げる個人又 は前二号に規定する会社を直接又は間接の構成員とするもの に限る。）であつて、政令で定めるものの役員</p> <p>2・3（略）</p> <p>（契約の締結）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 個人たる事業者であつて会社等の役員を兼ねる小規模企業者 は、次の各号のい ずれかに掲げる地位においてでなければ、共 済契約を締結することができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 機構は、次に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒絶</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号の一 に該当する者をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合、 協業組合及び主として第一号若しくは第二号に掲げる個人又 は第三号若しくは前号に規定する会社を直接又は間接の構成 員とするものに限る。）であつて、政令で定めるものの役員</p> <p>2・3（略）</p> <p>（契約の締結）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 個人たる事業者であつて会社等の役員を兼ねる小規模企業者 は、次の各号の一に掲げる地位においてでなければ、共済契約 を締結することができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 機構は、次の各号に掲げる場合を除いては、共済契約の締結</p>

してはならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、当該共済契約の締結によつて小規模企業共済事業の適正かつ円滑な運営を阻害することとなるおそれがあるものとして経済産業省令で定める場合に該当するとき。

(契約の解除)

第七条 (略)

2 機構は、次に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

4 共済契約者に次に掲げる事由が生じたときは、共済契約は、当該事由が生じた時に解除されたものとみなす。

一 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者がその事業と同一の事業を営む会社を設立するため事業を廃止したとき。

二・三 (略)

5 (略)

(掛金納付月数の通算)

第十三条 共済契約者に第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が共済金の支給の請求をしないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたと

を拒絶してはならない。

一・二 (略)

(新設)

(契約の解除)

第七条 (略)

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

4 共済契約者に次の各号に掲げる事由が生じたときは、共済契約は、当該事由が生じた時に解除されたものとみなす。

一 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者がその事業と同一の事業を営む会社を設立するためその事業に係る金銭以外の資産の出資をすることにより事業を廃止したとき。

二・三 (略)

5 (略)

(掛金納付月数の通算)

第十三条 共済契約者に第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が共済金の支給の請求をしないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたと

きは、前後の共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。共済契約者に第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者（第十五条ただし書の規定により条件付権利の譲渡しをしたものを除く。）が解約手当金の支給を請求しないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたときも、同様とする。

2 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者（当該共済契約についてこの項の規定により掛金納付月数が通算されたことのある者を除く。）の事業の全部を一人で譲り受け又は相続により承継した者（その共済契約者の配偶者又は子に限る。）であつて、当該共済契約者の共済契約（以下この項及び第十五条において「旧共済契約」という。）に係る共済金等の全部の支給を受ける権利を有するもの（第十五条ただし書の規定により条件付権利の譲渡しを受けたものを含む。）が、当該譲受け又は相続開始の日から一年以内に、当該共済金等の支給の請求をしないで、個人たる小規模企業者としての地位において共済契約を締結し、かつ、その者の申出があつたときは、当該旧共済契約と新たに締結された共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。

きは、前後の共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。共済契約者に第七条第四項第一号又は第三号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が解約手当金の支給を請求しないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたときも、同様とする。

2 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者（当該共済契約についてこの項の規定により掛金納付月数が通算されたことのある者を除く。）の事業の全部を一人で譲り受け又は相続により承継した者（その共済契約者の配偶者又は子に限る。）であつて、当該共済契約者の共済契約（以下この項及び第十五条において「旧共済契約」という。）に係る共済金等の全部の支給を受ける権利を有するもの（第十五条ただし書の規定により条件付き権利の譲渡しを受けたものを含む。）が、当該譲受け又は相続開始の日から一年以内に、当該共済金等の支給の請求をしないで、個人たる小規模企業者としての地位において共済契約を締結し、かつ、その者の申出があつたときは、当該旧共済契約と新たに締結された共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。